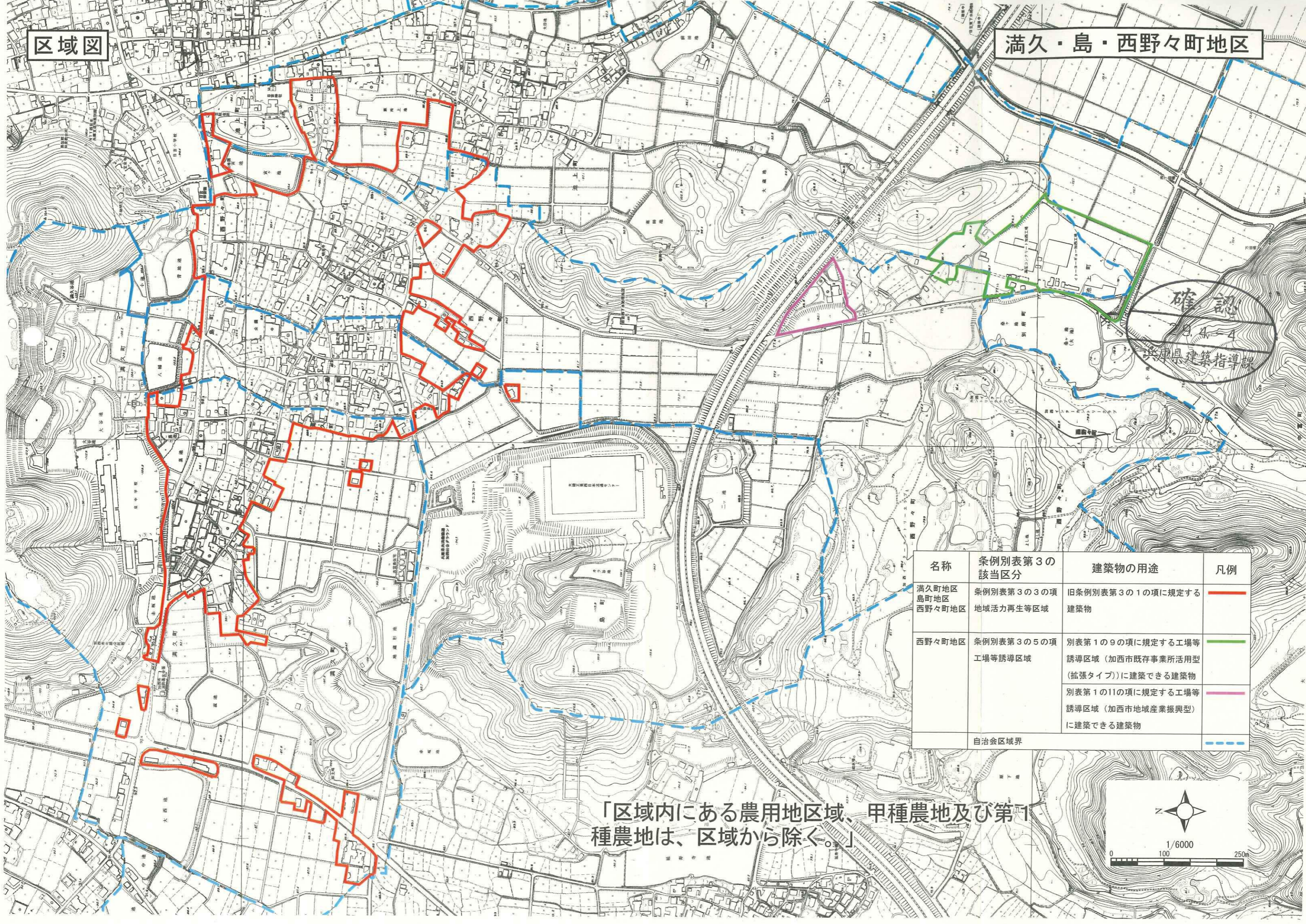


区域図

満久・島・西野々町地区



確認
2014.4
兵庫県建築指導課

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
満久町地区 島町地区 西野々町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	
西野々町地区	条例別表第3の5の項 工場等誘導区域	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））に建築できる建築物 別表第1の11の項に規定する工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）に建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域内にある農用地区域、甲種農地及び第一種農地は、区域から除く。」

